

令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1 暴力行為

定義：「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

※R2年度調査から「学校の管理下」「学校の管理下以外」に関わらず、
自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすることに変更された。

<小学校>

学校の管理下以外

() 内は、発生学校率=発生学校数÷学校総数×100 (%)

	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	1 (5.0)	2 (10.0)
東京都 (発生学校率)%	59 (2.6)	34 (2.0)

	R2年度	R3年度	R4年度
文京区 (発生学校率)%	7 (15.0)	4 (15.0)	33 (20.0)
東京都 (発生学校率)%	930 (16.2)	1,249 (16.7)	1,904 (22.8)
全国 (発生学校率)%	41,056 (30.0)	48,138 (32.7)	61,455 (35.9)

<中学校>

学校の管理下以外

	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	1 (10.0)	4 (30.0)
東京都 (発生学校率)%	56 (7.7)	64 (8.0)

	R2年度	R3年度	R4年度
文京区 (発生学校率)%	9 (40.0)	8 (50.0)	16 (40.0)
東京都 (発生学校率)%	843 (36.8)	861 (33.1)	976 (35.5)
全国 (発生学校率)%	21,293 (41.6)	24,450 (44.2)	29,699 (47.8)

「1 暴力行為」(R4年度)

- 小学校では、対教師暴力として、指導に反抗して押し倒そうとする、危険場面の抑止をした際に蹴るなどを行ったケースがありました。生徒間暴力として、コミュニケーションの行き違いを起因として暴力に発展したケースがありました。
- 中学校では、生徒間暴力として、ふざけ合いから腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為に繋がるケースがありました。器物破損として、タブレット端末の画面を故意に割る、共有のデータを消去するなどがありました。
- 小・中学校ともに、同一人物が複数回行うケースがあり、総数として増えたと考えられます。

2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

<小学校>

上段：認知件数 下段：認知学校率(%) = 認知学校数 ÷ 学校総数 × 100 (%)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	全国（R4年度）
文京区 (認知学校率)%	126 (85.0)	81 (80.0)	58 (50.0)	70 (60.0)	88 (80.0)	551,944 (90.1)
東京都 (認知学校率)%	45,192 (93.4)	57,427 (95.0)	38,384 (90.9)	54,210 (94.3)	59,357 (96.2)	

<中学校>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	全国（R4年度）
文京区 (認知学校率)%	23 (80.0)	16 (60.0)	19 (60.0)	25 (80.0)	38 (80.0)	111,404 (85.1)
東京都 (認知学校率)%	6,482 (92.8)	6,968 (91.5)	4,090 (87.2)	5,560 (89.4)	6,841 (92.3)	

「2 いじめ」(R4年度)

○小学校：88件の内解消61件 (69.3%) [R3年度70件の内解消48件 (68.6%)]

○中学校：38件の内解消28件 (73.7%) [R3年度25件の内解消21件 (84.0%)]

○いじめの態様：

小学校①「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

③「仲間はずれ、集団による無視をされる。」

中学校①「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」

②「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」

③「軽くぶつかれたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。」

「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」

○未然防止の取組例

(小学校)

- ・児童の様子を日々観察し、普段と違う様子が見られた際は担任から声かけをする。また、保護者とも連絡を取り、家庭での様子も把握するよう心掛けた。
- ・児童の情報を担任だけでなく、学年や専科、主事等とも共有し、いじめの早期発見と迅速な対応に努めた。
- ・スクールカウンセラーの全員面接で児童の悩みに気付き、相談相手が複数いることを知らせた。全教職員で見守っている。

(中学校)

- ・学校だよりや学年だより、ホームページ等で取組状況の発信を行った。
- ・人権に関する講話や特別の教科道徳を行い、全校生徒が人権標語を作成した。また、代表生徒による人権カレンダーを作成し、クラス掲示及び地域配布を行った。
- ・心のアンケートで「先生への相談を希望する」と記述した生徒への丁寧な聞き取りを行った。

3 長期欠席

定義：令和5年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和4年度間に連續又は断続して30日以上欠席した児童生徒数

<理由別長期欠席者数>

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
新型コロナウイルスの感染回避 (R2新設)	新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。
その他	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

<R4年度小・中学校>

() はR3年度

項目	病 気	経済的 理由	不登校	出現率(%)※		その他	計
				新型コロナ ウイルスの 感染回避	その他		
小 学 校	66 (23)	○ (0)	173 (139)	1.64 (1.36)	63 (145)	78 (88)	380 (395)
中 学 校	19 (5)	○ (0)	183 (135)	7.74 (5.89)	7 (13)	23 (13)	232 (166)

※出現率=不登校者数÷在籍者数×100 (%)

「3 長期欠席」(R4年度)

- 病気の項目では小学校では「体調不良」、中学校では「起立性調節障害」の診断を受けた生徒が多い。
- 近年、本区においては、経済的理由による長期欠席はない。
- 新型コロナウイルスの感染回避による欠席者は半減した。
- その他（保護者の教育の考え方、インターナショナルスクールを含む）が多い。

4 不登校

定義：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的因素・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（病気や経済的な理由は除く。）。

<小学校> 上段：人数 下段：出現率

	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	全国（R 4年度）
文京区 (出現率)%	73 (0.82)	79 (0.89)	91 (0.93)	139 (1.36)	173 (1.64)	
東京都 (出現率)%	4,318 (0.74)	5,217 (0.88)	6,317 (1.06)	7,939 (1.33)	10,695 (1.78)	105,112 (1.70)

<中学校>

	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	全国（R 4年度）
文京区 (出現率)%	107 (5.29)	107 (5.08)	125 (5.75)	135 (5.89)	183 (7.74)	
東京都 (出現率)%	9,870 (4.33)	10,851 (4.76)	11,371 (4.93)	13,597 (5.76)	16,217 (6.85)	193,936 (6.0)

※出現率=不登校者数÷在籍者数×100 (%)

「4 不登校」(R 4年度)

○不登校の主な要因

(小学校)

- ①「無気力、不安」 (39.9%)
- ②「いじめを除く友人関係をめぐる問題」 (9.2%)
- ③「親子の関わり方」 (8.7%)

(中学校)

- ①「無気力、不安」 (53.0%)
- ②「いじめを除く友人関係をめぐる問題」 (9.8%)
- ③「学業の不振」 (7.1%)
- 「生活リズムの乱れ、あそび、非行」 (7.1%)

○不登校対応への主な取組例

(小学校)

- ・全教職員が、日々の授業や行事等において、全ての児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童同士の絆が深まる場の設定を意識的に行っている。

(中学校)

- ・個々の児童・生徒の心や身体、環境面など、多面的に生徒の状況を捉え、情報の収集や分析（アセスメント）を行い、必要な支援を行っている。

(小中学校共通)

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携して児童・生徒や家庭への支援を行っている。

○教育センターの取組

- ・文京区内全小・中学校に区スクールカウンセラーを週2日配置し、都スクールカウンセラーと2名体制で週3日（一部の学校は週4日）滞在することで、学校における児童・生徒とその保護者の相談活動、教員へのコンサルテーション、相談活動及び心理教育の啓発を行っている。また、区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが連携し、全員面接（小5・中1）を実施した。
- ・区スクールソーシャルワーカーを小学校6校と中学校6校に週1日の滞在できるように配置するとともに、その他の小・中学校については要請を受けて間接・直接支援を行った。